

# 消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定

(平成二十八年十二月二十二日)

(消防庁告示第二十号)

改正 令和元年六月二十八日 消防庁告示第二号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第四条の四第八項の規定に基づき、同項の指定表示を次のとおり指定する。

- 一 日本産業規格(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。)L四四〇四に適合する織りじゅうたんであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される同法第三十条第一項の表示(日本産業規格L四四〇四の難燃性の表示がされたものに限る。)
- 二 日本産業規格L四四〇五に適合するタフテッドカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される産業標準化法第三十条第一項の表示(日本産業規格L四四〇五の難燃性の表示がされたものに限る。)
- 三 日本産業規格L四四〇六に適合するタイルカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される産業標準化法第三十条第一項の表示(日本産業規格L四四〇六の難燃性の表示がされたものに限る。)
- 四 日本産業規格A五七〇五に適合するビニル系床材(置敷きビニル床タイル及び薄形置敷きビニル床タイルに限る。)であって防災対象物品の材料に使用されるものに付される産業標準化法第三十条第一項の表示

## 附則〔平成二十八年十二月二十二日消防庁告示第二十号〕

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。  
(平成十年消防庁告示第四号及び平成十三年消防庁告示第三号の廃止)
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
  - 一 平成十年消防庁告示第四号(消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定)
  - 二 平成十三年消防庁告示第三号(消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定)  
(平成十年消防庁告示第四号及び平成十三年消防庁告示第三号の廃止に伴う経過措置)
- 3 工業標準化法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十五号。以下「改正法」という。)の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の工業標準化法(以下「旧法」という。)第十九条第一項の規定により指定された品目の鉱工業品(以下「旧指定商品」という。)について同項の認定を受けていた製造業者(改正法の施行後に改正法附則第九条第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた製造業者を含む。)及び改正法の施行の際現に旧指定商品について旧法第二十五条の二第一項の認定を受けていた製造業者(改正法の施行後に改正法附則第九条第二項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。)の表示については、前項第一号の規定による廃止前の平成十年消防庁告示第四号(以下「旧第四号告示」という。)及び同項第二号の規定による廃止前の平成十三年消防庁告示第三号(以下「旧第三号告示」という。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧第四号告示及び旧第三号告示中「昭和三十六年通商産業省告示第六十一号」

とあるのは、「平成十七年経済産業省告示第百六十号による廃止前の昭和三十六年通商産業省告示第六十一号」とする。

**附則**〔令和元年六月二十八日消防庁告示第二号〕

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。